

竹田市小・中学校保護者・学校（教育委員会）連絡システム導入業務
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「竹田市小・中学校保護者・学校（教育委員会）連絡システム導入業務」に係る契約の相手方となる受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 事業内容と全体スケジュール

(1) 事業内容

- ①導入準備作業
- ②システム構築業務
- ③導入支援・操作研修

※詳細は、別紙仕様書を参照

(2) 全体スケジュール

想定するスケジュールは、次のとおりである。



・ 契約締結	令和6年5月31日
・ 導入支援・操作研修	令和6年6月1日～8月上旬
・ 運用テスト	令和6年8月中旬～
・ 本格運用	令和6年8月26日～

(3) 提案上限額

①導入準備作業及びシステム構築業務

400千円（消費税及び地方消費税を含まない金額）

②システム年間利用料・保守料【参考見積】

192千円（消費税及び地方消費税を含まない金額）

※令和6年4月1日からの本格稼働に必要とする経費（1年間）

令和6年度以降のシステム利用料・保守料については、年契約の5年間長期継続契約を予定しているが、各年度の予算が可決されなかった場合は、この限りでない。

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

3 プロポーザルの概要

(1) 名称

竹田市小・中学校保護者・学校（教育委員会）連絡システム導入業務

(2) 選考方法

公募型プロポーザル方式

(3) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 直近5年間（平成31年度から令和5年度）に保護者連絡システムの自治体への導入実績業者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ④ 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

4 選考日程

(1) プロポーザルに係るスケジュール

令和6年4月19日（金）	ホームページによる開催周知開始
4月25日（木）	質疑締切（17時必着）
4月30日（火）	質疑回答
5月21日（火）	提案書等関係書類提出期限（17時必着）
5月29日（水）	プロポーザル
5月30日（木）	選考結果通知発送

(2) 質疑の受付と回答

① 質問書の受付

本要領に関して疑義がある場合は、質問書（様式第4号）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。

ア 受付期間 令和6年4月19日（金）

～ 令和6年4月25日（木）17時まで

イ 提出先 竹田市教育委員会学校教育課
（検討委員会事務局）

ウ 提出方法 Eメール（gakou@city.taketa.lg.jp）

② 質問書に対する回答

ア 回答期間 令和6年4月30日（火）

イ 回答方法 質問した事業者に対し、その質問への回答をEメールで行う。また、全ての質問とその回答は一覧にしてホームページに掲載する。

※ 本回答をもって、実施要項の内容が加除・修正されたものとみなす。

5 参加に係わる必要書類の提出

(1) 「3-(3) 参加資格要件」を満たし、本手続きに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

■提出書類	
ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）	1部
イ 会社概要	1部

※様式は問わないが、会社の規模や業務内容等について記載のこと。

ウ	業務実績書（様式第2号）	1部
エ	納税（完納）証明書	
	※令和6年4月1日時点で竹田市の競争入札参加資格登録事業所の場合は不要	
	1) 竹田市内に本店又は支店等を有する場合	
	竹田市税の完納証明	1通（原本のみ）
	所得税及び地方消費税に係る所轄税務署の納税証明書	1通（写し可）（その3の3等）
	2) 竹田市内に本店又は支店等を有していない場合	
	所得税及び地方消費税に係る所轄税務署の納税証明書	1通（写し可）（その3の3等）
オ	公募型プロポーザル提案書（任意様式）	10部
	※竹田市小・中学校保護者・学校（教育委員会）連絡システム導入業務調達仕様書を踏まえて提案すること。	
カ	参考見積書（任意様式 要押印、要封緘）	1部
	参考見積書は、別添「竹田市小・中学校保護者・学校（教育委員会）連絡システム導入業務調達仕様書」により作成することとし、任意の書式とするが消費税を含めた頭書記載の業務期間満了までの総額の金額を明記すること。	

■その他作成上の留意点

- ① 提案書は、A4サイズとし、それぞれ1部ずつ綴じ込みを行うこと。
- ② 提出書類等に要する経費は、事業所負担とする。
- ③ 提出期限後の提出物等の修正、変更は認めない。
- ④ プロポーザル後、提出書類の返却は行わない。

(2) 受付期間・時間

期間： 令和6年5月1日(水)～令和6年5月21日(火)

時間： 8時30分～17時00分

(土曜日、日曜日、祝日は受付期間から除く。)

(3) 提出先

竹田市教育委員会学校教育課

(4) 提出方法

持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、一般書留のいずれか）とする。

6 プレゼンテーションについて

提出された提案書等（本プロポーザルに係る資料として提出されたもの）に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時及び場所

日 時： 令和6年5月29日(水) 15:00～

場 所： 竹田市役本庁舎3階 会議室

※順番は提案書類提出順として、時間帯は提出時に連絡する。

(2) 所要時間

企画提案書に基づくプレゼンテーション 15分

質疑応答 10分

(3) 出席者数

事業者1社につき3名以内とする。

(4) その他

- ① 説明は、提出した提案書等に記載された文章、図、イラスト等及びサンプルの範囲内で行うこととし、追加資料の配布・使用は認めない。
- ② 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター（HDMI ケーブル含む）は当委員会が用意する。ただし、パソコンは事業者側で持参するものとする。
- ③ プロポーザルにかかる費用はすべて事業者側の負担とする。

7 選定方法

(1) 審査

審査は検討委員会が提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、別紙の審査基準に基づき審査する。審査の結果、各審査委員が最高得点を最も多く付けた事業者を受託候補者とする。

各審査委員が最高得点を最も多く付けた事業者が複数いた場合は、その事業者の中で、各審査委員の評価した平均点が最も高い事業者を受託候補者とする。また、平均点が最も高い事業者が複数いた場合は、その事業者の中で、各審査員による決選投票を行い、受託候補者を決定する。

事業者が1社の場合は、上記と同様に審査し、各審査員の評価が120点以上の得点を満たせば受託候補者とする。

(2) 結果の通知

審査の結果は、本プロポーザルに参加した全事業者に対し、令和6年5月30日（木）に書面で通知する。

なお、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申立ては一切受け付けないものとする。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする
- (2) 提出書類に虚偽のあることが判明した場合、選定の結果を取消すことがある。
- (3) 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、プロポーザル参加申込辞退書（様式第3号）を提出すること。

9 問い合わせ及び提出先

竹田市教育委員会学校教育課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

電話番号：(0974)63-4833（直通）FAX：(0974)63-2373

Eメール：gakou@city.taketa.lg.jp